

# 平成 19 年度 政務調査費会計報告

地方自治法や町議会政務調査費の交付に関する条例に基づき、議員の調査研究に必要な経費の一部として、会派及び議員に対し政務調査費を交付しています。平成19年度における各会派等の支出状況は次のとおりです。

(単位：円)

会派・議員名		至誠会	公明党	共産党	勝俣清春
人数		11	2	1	1
交付金額		660,000	120,000	60,000	60,000
支出総額		779,808	120,991	115,012	0
内訳	調査旅費及び研修費	600,420	103,190	1,500	0
	資料作成及び購入費	34,820	6,275	20,020	0
	広報費	115,920	0	92,705	0
	事務費	18,888	11,526	787	0
	その他の経費	9,760	0	0	0
残額(返戻額)		0	0	0	60,000

\*仙石有二議員は、申請をしなかったもの(交付なし)

## 議会トピックス

地方自治体を取り巻く環境は、時代とともに大きく変化しており、現在、第二期地方分権改革により、地方公共団体の自己決定、自己責任の範囲がますます拡大され、議会としても今まで以上に責任ある活動が求められております。

本町議会においても、本町を取り巻く情勢と、時代の要請、住民のニーズに的確に対応し、議会をより一層活性化するために、議会改革を進めてきております。

そこで、6月定例会最終日(6月19日)において、2人の議員から、住民の議会に対する期待に応えるとともに、さらに簡素で効率的な議会運営を図るため、適正な議員定数を調査することの決議が提出され、議会に全議員を構成員とする「箱根町議会議員適正定数調査特別委員会」を設置し、閉会中の継続審査として付託しました。

また、同日、2人の議員から、地方分権時代に即応した責任ある議会活動がさらに求められるとともに、高い政治倫理のもとにおいて、議員として町民の負託や要請に応えるべき活動をしていくため、議会基本条例の制定に向けた調査をすることの決議が提出され、議会に全議員を構成員とする「箱根町議会基本条例調査特別委員会」を設置し、閉会中の継続審査として付託しました。

## 請願・陳情とき

請願や陳情は、町民皆さんが町政に対して意見、要望があるとき、その願いを文書で提出するものです。

### ●請願

議会に提出する請願には、議員の紹介が必要です。また、議会は形式、手続きが整っている請願を必ず受理する義務があり、これを町民の意見、要望として誠実に処理しなければならぬことになっています。

### ●陳情

取り扱いは請願とほぼ同じですが、議員の紹介は必要ありません。

内容	表紙
○○○○○に関する請願(陳情)書 (要旨)..... (理由)..... 年 月 日 箱根町議会議長 様 請願(陳情)者 氏 名 住所 氏 名 法人の場合は所在地 氏 名 名称及び代表者氏名	○○○○○に関する請願(陳情)書 紹介議員 氏 名 (署名または記名押印) 名 紹介議員 氏 名 (署名または記名押印) 名
(注) 1. 要旨及び理由は簡潔に記載してください。 2. 提出年月日はなるべく実際に提出をされる日を記載してください。 3. 連名のときは代表者を記載し、ほか何名としてください。また、署名簿などは末尾に添えてください。	(注) 1. 陳情書の場合は紹介議員は不要です。 2. 用紙はA4判の大きさのものを縦に使い、文書は横書きにしてください。